

議案第7号関連資料
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料率等の引き上げについて（条例第19条、第19条の6の6、第19条の11関係）

本市国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、基礎賦課分（医療分）、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の保険料率等を引き上げるものです。（詳細は別紙のとおり）

(1) 基礎賦課分（医療分）

	所得割	均等割	平等割
現行	6.84%	27,100円	19,220円
改正	6.96%	30,330円	20,520円
差	+0.12%	+3,230円	+1,300円

(2) 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.60%	10,430円	7,860円
改正	2.67%	12,400円	8,670円
差	+0.07%	+1,970円	+810円

(3) 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.28%	11,300円	5,500円
改正	2.55%	12,880円	6,620円
差	+0.27%	+1,580円	+1,120円

2 賦課限度額の引き上げについて（条例第19条の6、第19条の6の12関係）

(1) 目的

令和7年4月1日に国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）が改正され、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が引き上げられることから、明石市国民健康保険条例においても同様の改正を図るものです。

(2) 概要

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分	計（①+②+③）
現行	<u>65万円</u>	<u>24万円</u>	17万円	<u>106万円</u>
改正	<u>66万円</u>	<u>26万円</u>	17万円	<u>109万円</u>
引上額	+1万円	+2万円	—	+3万円

3 低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和について（条例第23条関係）

(1) 目的

令和7年4月1日に政令が改正され、低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準が緩和されることから、明石市国民健康保険条例においても同様の改正を図るものです。

(2) 概要

	5 割減額	2 割減額
現行	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(29.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(54.5万円×被保険者数)以下
改正	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(30.5万円×被保険者数)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(56万円×被保険者数)以下

4 一部負担金の徴収猶予について（条例第9条関係）

一部負担金の徴収猶予については、3月を超えない範囲で猶予することとしていますが、このたび、厚生労働省通知において、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない被保険者については、最長1年間徴収を猶予するよう示されたため、猶予期間を削除します。

5 施行期日

令和7年4月1日